

第178号

2019年
11月発行

台東区消費者ニュース

くらしのちえ

発行 東京都台東区東上野4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL03(5246)1144

かわりました!消費税

私たちの日々の暮らしに密接に関わる消費税が、10月より8%から10%に引き上げられました。それと同時に、消費税の軽減税率が導入され、計算が複雑になっています。消費税は全ての消費者に関係のある税金です。是非、この機会に新しい制度を知って、賢く買い物をしましょう。

軽減税率について知ろう

軽減税率制度とは

消費税10%への引き上げの中、特定の品目の税率を8%に据え置く制度です。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

食品表示法に規定する食品
(酒類、外食を除く)

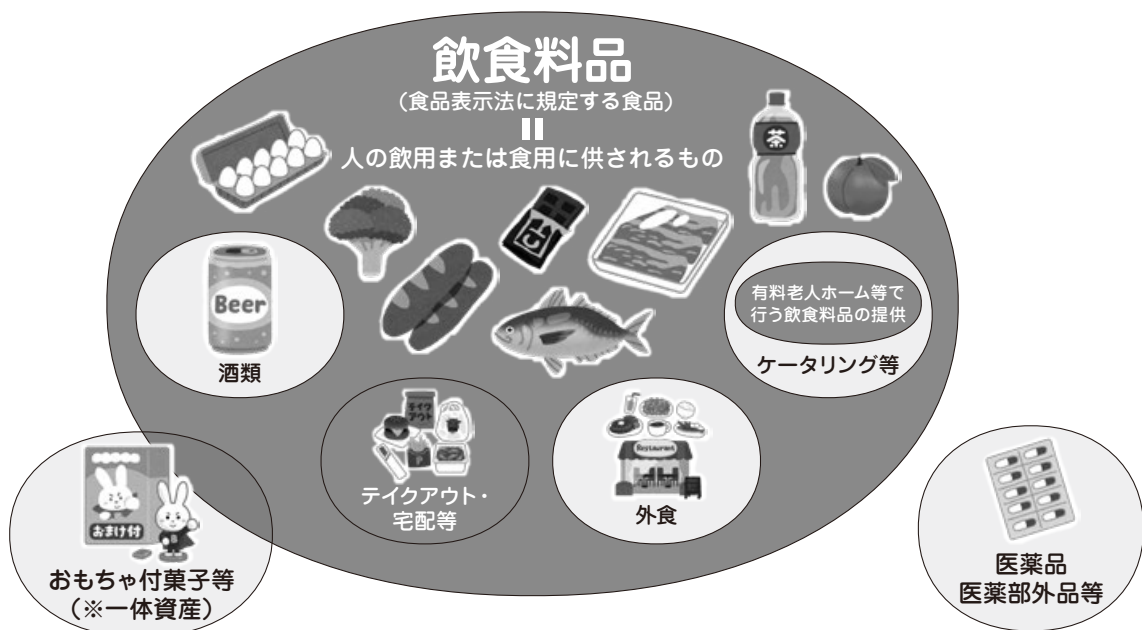
新聞

定期購読契約が締結された
週2回以上発行される新聞

軽減税率の対象となる飲食料品の範囲

軽減税率8%対象

標準税率10%対象



※ 「一体資産」とは食品と食品以外の資産が予め一体となっているもの
「一体資産」のうち、税抜価格が1万円以下で、食品の価格の占める割合が2/3以上の場合は軽減税率対象

2,000円のお寿司、こんな場合はどうなる？



お寿司屋さんの店内でお寿司を食べた場合は？



● 店内でのお寿司 2,000円+ 10%の消費税 = 2,200円



出前でお寿司を注文して自宅に配達してもらった場合は？



● 出前のお寿司 2,000円+ 8%の消費税 = 2,160円



スーパーでお寿司を買った場合は？



● スーパーのお寿司 2,000円+ 8%の消費税 = 2,160円

わかりにくい税率の例

間違いやすい税率を
まとめてみました

8%	10%
ファストフード お持ち帰り	ファストフード 店内飲食
宅配のピザ	ケータリングのピザ※1
スーパー等のイチゴや梨	イチゴ狩り・梨狩り※2
みりん風調味料	本みりん
ミネラルウォーター (ペットボトル入り)	水道水※3
ノンアルコールビール 甘酒 ※4	ビール・ワイン 焼酎等の酒類
料理用重曹 (ベーキングパウダー)	掃除用重曹
オロナミンC (清涼飲料水)	リポビタミンD (医薬部外品) ※5

※1 ケータリングとは、いわゆる出張料理のこと。指定した場所で調理または給仕等の提供をすることです。

※2 果樹園で収穫した果物をその場で食べる場合は軽減税率の対象になりません。

※3 水道水は風呂、洗濯等、生活用水と渾然一体となって提供されるため、軽減税率の対象になりません。

※4 アルコール分1度未満のものは酒類ではありません。

※5 栄養ドリンク剤の中で医薬品や医薬部外品は軽減税率の対象になりません。

◆消費税の軽減税率に関する一般的な質問や相談は、

消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター) ☎0120-205-553

(受付時間9~17時 土日祝日除く ただし、令和元年10月は土曜日も受け付けています)

あなたもポイント賢者

税率を8%から10%に引き上げるのに伴い、キャッシュレス・ポイント還元事業が開始されました。2019年10月1日から2020年6月30日までの間、対象店舗で登録されたキャッシュレス決済で支払いをすると、最大で5%のポイント還元が受けられます。

ポイント還元制度とは…

対象店舗でクレジットカード／デビットカード・電子マネー・QRコード等を使って代金を払うとポイント還元が受けられる制度です。

(原則として、購買金額の5%、フランチャイズチェーン傘下の中小・小規模店舗等では2%を還元)

ポイント還元の対象店舗はこのマークが目印です!



このマークのお店なら
対象キャッシュレス手段*で
お支払いいただくと

※対象キャッシュレス手段は店舗によって異なります。

5%
or
2%
還元

5%還元となるお店 ~中小・小規模の店舗~

(例)



ECサイトも対象

(例)



等

2%還元となるお店 ~フランチャイズチェーン店舗、ガソリンスタンド~

(例)



に出店している中小店舗

出展:キャッシュレス・消費者還元事業 (<https://cashless.go.jp/>) 消費者向け説明資料を加工して作成

キャッシュレスの決済手段とは…

クレジットカード



・後払い ・与信あり

デビットカード



・即時払い ・与信なし

電子マネー

・交通系 ・流通系



・事前チャージ ・与信なし

QRコード



・スマートフォン ・与信なし

出展:キャッシュレス・消費者還元事業 (<https://cashless.go.jp/>) 消費者向け説明資料を加工して作成

ポイント還元方法は…

- ポイントを付与 (ポイントとしてチャージされる)
- 即時充当 (購買時に金額に充当)
- 引落相殺 (口座から引き落とす際に金額と相殺)
- 口座充当 (口座にポイント相当額を付与) など

キャッシュレス・ポイント還元事業に関する問合せ先

キャッシュレス・消費者還元事業事務局
0120-010975
(平日10:00~18:00)

平成30年度 台東区の消費者相談の概要

消費生活センターでは契約、商品・サービスに関する問い合わせやトラブルの相談に対して、専門の相談員が解決のお手伝いをしています。平成30年度に台東区消費生活センターに寄せられた消費者相談の概要がまとまりました。

○相談件数

1,835件

○契約当事者の性別

男性	女性	無回答・団体
716件	962件	157件
39.0%	52.4%	8.6%

平成30年度は、全国的に高齢者を対象としたハガキによる架空請求が多く発生し、台東区でも架空請求に関する相談が多く寄せられました。

【相談件数】 平成29年度1,599件から15%増えています。
【年代別】 60代・70代以上の合計は711件で相談件数の約4割となっています。

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答・団体
11	127	207	251	282	278	433	246
0.6%	6.9%	11.3%	13.7%	15.4%	15.1%	23.6%	13.4%

○件数の多かった相談 商品・サービス別

1位	商品一般	6位	インターネット通信サービス
2位	放送・コンテンツ等	7位	融資サービス
3位	集合住宅(賃貸アパートなど)	8位	工事・建築・加工
4位	各種サービス業(結婚相談所・探偵業等)		移動通信サービス
5位	健康食品		相談その他

1位「商品一般」

身に覚えのない「総合消費料金未納分最終訴訟通告書」などというハガキが届いたが、どうしたらいいかわからないという相談が多く占めています。これは公的機関を騙った架空請求です。今年度も引き続き相談が寄せられています。

2位「放送・コンテンツ等」

「サイト料金が未納」などと大手通販サイトから請求メールが届いたが身に覚えがないという相談が多く占めています。これは実在するサイト事業者を騙った架空請求です。

また情報商材(副業や投資などで高額収入を得るためのノウハウと称してインターネットで販売される情報のこと)の相談も増えてきています。情報商材は簡単に高額収入が得られるなどという宣伝で勧誘するケースが多く見受けられます。

3位「集合住宅(賃貸アパート等)」

退去時の原状回復に関する相談や、設備等の修繕に関する相談などです。



台東区消費生活センター

相談専用電話 **(03)5246-1133**

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 ⑦番窓口

- 電話または来所による相談です。
- 台東区在住、在勤、在学の方が対象です。
- 相談は無料です。
- 秘密厳守ですので、安心してご相談ください。



注意! 総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ
などの架空請求のはがきが送付されています。
こんなはがきが届いても無視しましょう。
不安な場合は
台東区消費生活センターに
ご連絡ください。

